

総務常任委員会

平成14年6月17日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎野呂 民平 ○萬里川美代子 山本 直子
松田 正 森河 昌之 小野 隆雄

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹 教 育 長 栗本 裕美
総 務 部 長 植村 哲男 総 務 課 長 西本 喜一
同 参 事 吉田 昌敬 同課長補佐 乾 善亮
同課長補佐 清水 修一 企画財政課長 池田 善紀
企画文化課参事 野口 英治
税 務 課 長 植嶋 滋継 同課長補佐 勝間 基好
同課長補佐 黒崎 益範 教委総務課長 清水 建也
同課長補佐 吉村 三郎
生涯学習課長 水田 美文 同課長補佐 加藤 保幸
監 査 書 記 藤原 伸宏 会 計 室 長 阪野 輝男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長	開会（午前9時00分）
町長	（町長あいさつ）
委員長	署名委員 山本委員、松田委員
委員長	はじめに、付託議案であります議案第27号平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者より説明を求めます。
企画財政課長	<p>（議案書朗読、補正予算書により説明）</p> <p>第4款衛生費、第2項清掃費、第3目し尿処理費で昭和自治会集会所用地購入に伴う所要額4,830万円の増額補正であります。内訳といたしまして、分筆業務等委託料で150万円、公有財産購入費として土地130坪、坪単価36万円の46,800万であります。買い取りの予定地は神南3丁目443番3の一部であります。</p> <p>この集会所用地購入につきましては、前回の本委員会でもご説明申しあげましたが、昭和町自治会から提出されましたし尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書が採択されました経緯を踏まえ、議会の意見を尊重し検討を加えた中で鳩水園の補償事業として取り入れることとし、今般昭和町自治会で用地を探しておられたところ、土地所有者との間で協力の話をまとめられました。そうした中で土地所有者から早期に買収してほしいとの希望もあり今回補正予算をお願いするものであります。</p> <p>なお、この補正予算につきまして、去る6月14日の厚生常任委員会においても環境対策課より説明をいたしておりますが、集会所の建物につきましては地元自治会が事業主体として斑鳩町地域集会所施設整備補助事業により地元負担金を斑鳩町が負担し、建物の所有権は昭和町自治会としてまいりたいと考えております。</p> <p>また、昭和町自治会に対するし尿処理場鳩水園補償につきましては、</p>

昭和町自治会との協議の中で集会所の用地及び建設だけであるのご理解をいただいているところでもあります。以上が衛生費に関してであります。

委員長 理解を深めるために、先の厚生委員会の中での処理はどういうことになったのかということと、どういう意見があったのかということをつけ加えて報告願えますか。

助 役 厚生委員会でいろいろ議論がありましたのは、原則として昭和町における集会所についての補償は、議会の請願書の採択による内容として受けたものです。従いまして、いろいろ議論になりましたのは、その集会所建設していく上における事業の仕方、手法が相当議論になったと感じております。我々としてはこうした集会所の管理関係、またその管理についての手法をどうするのかということも言われておりますし、補償事業として行った限りにおいてはそれを明確にしていかなければ後日問題が起こるだろうということもご指摘いただいております。そうしたことを十分整理しきちとした形でやっていきたいということを答えてまいったわけでもあります。そういう考えから我々としての昭和町に対する集会所についての考え方は、いわゆる土地は町で取得するが、後日昭和町は地縁団体の法人格を持たれておりますし、そういうことを含めて自治会に帰属することにしたい。また建物については昭和町自治会が事業主体となって事業を行っていただくと考えております。それについては昭和町自治会も一応の了承をしておりますし、我々としても自治会で行っていただきたいとも言われております。

そういう中の議論でございまして、委員さんの中では今までは全てが町が用地も建物も取得し建設を行ってきたということに対して、今回だけなぜこういう形になるかという不信のご指摘をいただいたわけです。町としてもやはり補償と言いますのは、その地域の自治会に対して補償しているということを考えるならば、自治会にちゃんとした

形で管理し、そして所有権を取得したほうが一番望ましいということの判断にたったということの説明をしてまいりましたが、議員とは平行線をたどっておったわけでございます。こうしたことが厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

委員長 それでは質疑に入っていきます。

松田委員 説明を聞いていてよく解らんのですが、前回に説明を受けた際に、問題視されて明確にしておかなければならないことを指摘をし、検討を求めている内容についてどのように検討をしてくれましたか。

助 役 先般の委員会で松田委員からその内容についての指摘をいただきました。我々といたしましては、はっきり言いまして議会に報告するような形できちっとしたものはしてないわけでございますけれども、一定の考え方としては、先ほど申し上げましたようにこれから補償を行っていく場合の施設設備については全てが自治会の持ち物としてきちっとした形でやっていきたい。そのためにはそういう施設設備をされる自治会については地縁団体の認可を取っていただくという指導をしていきたい。結論といたしましては、あくまでも自治会が管理をする。そして自治会の所有権として取り扱っていただくということに現時点では町内部的に考えているわけであります。

松田委員 大事なことは、建てるに当たって前提となる考え方をどうするのかということ。建ててしまった後の管理の形としては助役が述べられたようなことで対応できると思うのですが、問題は前回も言ったのですが、補償という関係の定義ですね。私は斑鳩町の住民のコミュニティセンターとしての集会所の設置については賛成なのです。できるだけそういうことは充実をして、よく住民がコミュニティの場を活用できるような場所として捉えるということが皆さんの政治課題と思っていますから、そのことについて私は反対しない。

今日までの集会所建設などのことを見てまいりますと、その要望に応えようとしていながら結果的にいろいろな問題を醸し出している。問題視されてきている。私は問題視しすぎているというふうに思うのですが、そんなことで住民の期待に応えられてない、出来ていない。それは一体どういうことなのかということのを反省しなければならないと思う。

今回の関係を見ましても、我々も議会で議決したことは事実ですが、全額無償ですとか無償でないかという関係は触れていないわけでは。補償として集会所を建ててやれという関係について言っていますから、それは結構ですと言っていますけれども、私はそこでこの補償するについてどういうことで町の範囲と見るのかと、そのことをきちっとしておかないと困るじゃないですかと言ったら、それを決めるのは難しいと言われているのですね。土地の関係家屋の関係全部町が補償として建てるのですか。このことについても定かでないと言っている。そこらのことをきちっとしておかないといろいろな問題になってくるのではないですか。

たとえば峨瀬の集会所の関係は、初め住民負担はしなくてもいいという感覚だったと思っているのです。それはどうしても、町が最大限の援助努力をするにしても地元住民にも某らの負担をしてもらわないといけないということになって、そのことが聞かされていなかった、それはどうやこうやとなって、いろいろな問題が起こって頓挫している状態になっている経緯がある。ですから先にきちっとそういったことについては対応しておく必要があるのではないかと私は思うのです。

補償について範囲が明確でないし、補償の基準が必ずしも明確でない。されないままに請願が出てきてそれが採択されている。議会が採択したからだからやるんだということについては、いささかどうかなと思う。ですから私はかってそういうことを申し上げ、だからと言って全てを補償という関係を意味しているものでないというふうに質問もしましたし、町長から必ずしも補償がすべて町負担であるということの意味しているのではないという答弁を得た経緯があるというふうに

私は理解しているのです。そういう意味から言いますと、いわゆるそういう関係を明確にしないということはどうなのかと。後々問題を起こしてくる要素になるのではないかと思います。

私が補償の基準としておおざっぱに見てるのは、3つくらいに考えることが出来るのではないかと思いますのです。

例えばもっとも補償を主として考えるときに、土地も建物も全て町費でやりますという考え方。もう一つの考え方としては、土地取得がかなり困難であるから土地取得の関係については町が積極的に取得をする。そして建物についてはいわゆる応分の地元負担を求める。という考え方の補償。もう1つは土地は取得して提供するけれども建物の関係については要綱に基づく内容で地元負担を求める。そして地元が主体的になって建設する。いう関係の3つくらいの補償の考え方があると思うのです。だからそのどれに該当するかという関係を詮索しながら1案であるのか2案であるのか3案を適用するとかということをしちっとしておかないと、その都度その都度の状態によって変わってきていると思う。今まで補償してきている関係というのは皆バラバラです。そういう形で果たしていいのかどうか、そのように思うのです。ですから地縁団体という関係を条件としておりますが、これを必ずしも条件にすべきではない。これは任意の関係ですし、決して強制されるべき状態のものでないですから、そういう関係をあえてそれはいいということになれば、現在の自治会構成のあり方そのものについて見直して行ってそれなりの手だてをして整理をしていかないとそういうことは行政として言えないのではないかと思いますのです。そういった意味から言って、補償の基準を無制限に即全額町費で負担をするものであるという考え方というのは、その補償の内容を幾つかに分類してこの項を適用するというような関係をきちっと示していく、整理をするということにならんのかどうか。何れの場合にしても私は町が土地を取得して、集会所建設に供することについて町は努力する、あるいは提起をする。という形そのものについては反対はしないのです。後の建物の関係をどうするかということをしちっとしとかないと必ず問題

が起きてくるようになると思う。その辺はどうなんでしょうか。

助 役

町の主体性を問われているように思います。今も松田委員がご指摘のように我々としては補償基準ということを決めたいわけです。ただ今日まで町が行ってまいりました自治会等の補償については、昭和町が25年経ってから議会に請願され、この内容の中には集会所建設を補償として求めるということをおっしゃっています。我々の判断といたしましては、全ての公費で補償をすべきという判断に立ったわけでございます。と言いますのは、鳩水園と相当近い位置にあるということを考えて、25年経った後においてもやっぱり受認の限度を越えたという判断をしたということでございます。

また、他の地域における補償については、その契約を見ますと一旦うち切れる内容の契約もありますが、稲葉車瀬、幸前、睦、高安、高安西団地の衛生処理場4箇所、鳩水園関係の神南等においては、これは地元が要求されるついて全てがそれを答えて行かなければならないような内容でございます。衛生処理場については10年ごとの更新、10年によって新しくまた地元の要望も出てきます。そういうことでご指摘されることはよく解りますものの、我々としてはその基準を決めるということは非常に現地点では難しいと思います。

従って今度このような補償をする場合に、町として今もご指摘のよういきびしい体制をもってきちっとした内容で対応していかなければならないということをつくづく感じておるわけでございます。何れにいたしましても、今申しますように補償についての難しさがあるわけでございます。この件につきましても、自治会と委員会ともいろいろ相談しながら適切な形で決めていかなければならないと思いますものの、あまり大きなトラブルのないようにとより慎重な対応をしなければならぬと思っております。

今松田委員のおっしゃった答弁になったかどうか分かりませんが、結論としては非常に難しい状態でございます。ただその集会所等施設設備についてきちっとしていくと、管理面においても、いろん

な面においてもきちっとやっていくということは出来ると思いますので、地元の状況等を見ながら整理していきたいとこのように思います。

松田委員 今後きちっとした体制をとってやっていきたいと言いながら、そのきちっとするための基準であるものについては決めることが難しいというのは、言葉のあやであって何も具体的に答えていることにはなっていない。結局ははっきりしていないことを言われているに過ぎない。それは言葉の言い回しでこの議論をしようと思ってもそうはいかんのやないかなと思う。私は前回このことを指摘をしましたし、そして今後検討していくと・・・建てた後の関係の管理はどうなっても出来ていくわけです。その前の関係をどうするかということについて、自治会負担があるのかなのか、またどうするのか、このことについてはその求めている側については出来るだけ費用負担をかからないようにしていくことは望ましいと思うのです。ところが一般町民をもってそのことについて納得せしめるかどうかということも十分関与しなければならない問題なんです、行政として。そのことが可能なのかどうか。今助役が言っておいでになるように、非常に難しいのですと、と言うことだけで町民は納得できることになるのかどうか。

昭和町の関係は先ほど言いましたように、受忍の限度を越えてると言われるが、受忍の限度を越えているのなら今まで放っておかれなかったと思う。これも何をもって受忍の限度を越えてると判断したのか。そう言われたら説明がつかんわけです。そういうことについて一体町はどう説明するのか。私はそういう関係について、一般の関係のところでも、土地の関係も建物も町の補助を受ける対象は整っているけれど、なかなか地元が対応していける資金繰りがついていかないという困難性があるわけです。だからなんとかということで、補助の面で率を上げてはまだ手づかずなんです。そういうことから言ってなぜ今補償なのかということがあって、実はこうですよと行って、それは多少分かるけれども、なぜ丸々全額なのかということについて町民に理解を得ることができんと思うのです。そういうことについてどう答えて

いくのか。答えるために説明の出来るような方法として、先ほど私が言ったような考え方というものになっていくことが出来ないのかどうか。というようなことを感じるのです。住民負担をして建てると言いながらも集会所の関係でいろいろ異論が出ているわけでしょう。そういうことについて今後一体どうするんやと、もっとも簡単な方法というのは補償ということを使うたら一番いいと、そういうことで補償補償と挙がってきたらみんなやるのですか。そういうことにはならんと思うのです。ですからそのためにはきちっと行政がこの際はっきりしておくべきだと。私は集会所の関係というのは何回も一般質問してきました。そしていろんな事例があり、みなバラバラな状態なのです。だからそれを何とかきちっとすべきなのです。と言うことになったのが地域交流館構想ですね。それが資金の関係、財源的な関係で先送りして凍結してしまった。しかしその地域集会所の必要性を認められる地域の1つとなったわけです、この昭和団地は。だから私はこの集会所建設については反対しない、必要だと申し上げているわけです。

補償と名の付くものは、これも厚生委員会で提示されたのでしょうか、これだけあるのですよね。こういうことについて一般の町民はみんな全て理解するのでしょうか、ということについて思いをいたすべきではないかと思うのです。だからそれだけしてやらなならんということであれば、それだけやらなければならんという関係についてきちっとした説明責任があると思うのです。説明責任が果たせるように我々に示してもらいたい、ということをお願いしております。

町 長

今松田委員ご指摘のようにいろいろ議論はあると思います。とにかく補償やったらなんでもするという問題よりも、一番大きな問題は焼却場の問題あるいは鳩水園の問題、火葬場の問題、この問題等についてはかなり難しさがあると思います。と言いますのは、その焼却場は10年撤去含んで再補償、2回とも再補償しています。しかし現場になったらたちまち撤去してくれと、それは切実な願いだと思っておりますし、10年撤去を含んで再補償というのは住民にとってはかなりの

激しいやり取りでございまして、当然火葬場にしても焼却場にしてもあるいは鳩水園にしても建物の関係等について、補償は全て町が全額やってきたのです。今でも一般質問等、厚生常任委員会でも議論になっていますように当然高安陸の関係の集会所、幸前の集会所、昭和町の問題等、この関係等については町が全額をもって土地、建物そのものについてやっていかなければならない。稲葉車瀬の関係についてはいろいろ議論する中で補償の経過がございまして、その中では地元には何らかの関係等について、集会所を建てることについては町としても検討はしてるものの地元と協議をさせてもらう中で、土地あるいは建物等についてどうしていくかということの議論は現在進めさせていただいておるわけでございますし、建物そのものについては焼却場や火葬場等、東里もやってきたわけでございますし、町としては土地建物等については全額全てやってきた経緯があります。確かに松田委員おっしゃっていただくように、建物についてはなんらかの応分の負担あるいはそういう率の補助等がございまして、いずれそういう点についても今後補償等の関係について整理をしなければいけない点もあらうと思っております。今まで経過というのは鳩水園にしても昭和50年だから補償をやってきた経緯が残っているわけでございますし、また焼却場10年撤去を含む再補償ということの経緯もございまして、また火葬場の対策委員会との補償等もございまして、松田委員がおっしゃっていただくように、住民が納得するようなあるいはそういうことになるわけですが、我々町民としてはこの焼却場にしても火葬場にしても鳩水園にしてもやっぱり1日たりとも止められるということについては出来ないので、全力をつくしてやっていくという中に難しさがあると思っております。おっしゃっていただくことはよく解りますし、今助役も申し上げたように、手法等いろんな関係等について検討していくことは十分ございまして、これらの関係の項目が必ずしも明確に出てこないということに大きな問題があると思っております。今ご指摘の点については、我々として胸の痛い気持ちもございまして、今現状としてはこの3つの自治会の集会所については斑鳩町で土地建物をし

ていくと、高安陸、幸前、昭和町という関係で町が進めていく、稲葉車瀬については地元と協議して対応しています。

松田委員　だからつくるなどは言ってない。きちっとしてくれと、難しい難しいと言って、きちっとすることが難しいんだということでことを進めていこうとするところに、町民に理解を得られることは出来ませんよと、必ず後で問題視されてきますよと。今回この土地の問題の予算が出ているわけですが、建物建設の関係でまた同じようなことが必ずありますよ。建物を建てる段階になってこういう問題になったら双方が迷惑なんですよ。

　前回に答弁を求めたときは、土地建物は全部町費負担ですかといったらそこまで決まっていなかった。それらも含めて地元と相談してみたいという助役の答弁だったように思うのです。ところが本会議では土地建物も全部町がやるんだという結論が出てきているようなんです。そういう結論を出したとするなら、ここの総務委員会では、難しいということになしにこういうことにしますと、そして全額建物も補償することにしましたということの説明がなかったらいかんはずですよ。ですから私どもは問題を将来起こさせないためにきちっとしておく必要があるという指摘をして善処を求めた。その善処報告がないままに、難しいということでは先送りしてしまう。そして建設後の管理の関係だけに焦点を向けさせようとしている。こういう論法というのは正しくないと思う。そして町長が言われましたように、確かに私どももごみの焼却場の問題とか火葬場の問題、それなりに建設についての補償と言われる件についてはそれぞれ説明を受けて執行してきていますよ。それなりに住民も理解するのですよ。ところが限度があるだろうと。あるいはその補償という関係にごじつけてものを進められていったのでどうにもしょうがない。という形があると思うのです。そういうことをどう配慮するのか。今の関係で言えば基準その他の関係はないけれど、補償といたらどンドンどンドン進めていくという形になりますね。一応の限度というものが無いわけですよ。無限に続いているわ

けですから。そういうことに行政も一部分的な地域に偏っていくようなことがあるという不満が住民の中から出つつあるということについて、留意しないといけない。

そういうことから言ってこれでいいのかどうか、私は後々問題を残さないためにあえてこんなことを申し上げているのですが、そういうこと絶対問題にならんというのならそれで結構なんです。ところが申し上げているように指摘をして具体的に答えてくれと言ったら、難しいそれは出来ませんということで、事がどんどん進められていく。後で問題が出てくるということになったとき、我々どう責任を取ったらいいのかということになると思うのです。

この問題についてもこの補正の関係が集会所問題であるだけにむしろ所管するところの厚生委員会に委託した方がいいという議論もありました。ところが補正予算である限り通常のように所管が行政側がそうであるなら我々としても責任を持った方が良かろうと、そのために後通過される問題についてきちっとしときなさいと言っているのです。そのことについて理解したら理解したらでいいのですが、とにかく難しいんだと言って済まそうとしていることについて我々としてどうしたらいいかということになるでしょう。審議をしたことにはならんでしょう。

助 役

確かに私は今度提出させていただいているのは用地の確保である。用地は全て町が確保してまいりたいと考えています。従って上に建つ集会所につきまして、どのような形でやっていくかということは自治会を含めまして、また議会とも相談しながら進めてまいりたいと思っています。こういうことを確かに答弁しています。その後自治会とも相談をいたしました。やはり集会所の建物については事業主体は自治会にやってほしい。当然地縁団体の法人格を持っておられますから、やってほしいというようなことで話しながら若干の負担もしてほしいということも自治会との協議の中で言うております。ただ自治会といたしましては全てが補償になることを要求している、それに町が応え

てもらわなければならないというようなことも中で議論となりました。そういうことからこの議会の採択等、そして先ほど申しました受忍の限度が当初あったというような判断から町が全て補償として対応しなければならないということに町として考えたわけでございまして、誠に申し訳なく思っておりますが、先にそのことを言ったら良かったのですが、言っておらなかったことを謝っておきたいと思っております。

ただこの補償につきましては、やはり現在やっております覚書、協定書等につきましては十分な形でやっていかなければならないと思っております。松田委員がおっしゃってる補償内容についても自治会と協議はしてますものの、なかなか自治会も聞いてくれないというのが現実でございますので、我々としては実現可能な形でこれからも自治会と十分相談しながら安易にやっていくということは避けていきたい。そして住民の理解を得られるような形で補償対応をしてまいりたいと思っております。一般質問でもご指摘いただきました住民の理解が得られないということも言っておられました。その時にも答えておったわけですが、迷惑施設とは言いませんがこのような形の施設をもっていくにはやはり十分な住民の理解が必要だと、そしてそれに対する補償として施設設備を行っていく、それがひとつの住民の公平性を保つということを答えております。そういうことを含めて住民の十分な理解を得ていただくような説明をこれからも努めてまいりたいとこのように思っております。

いろいろな補償につきましては、やはり今申し上げましたように覚書等結ぶ場合には安易な形で結ぶのではなく十分協議して、その施設は早くような施設であっても住民の理解を得るような形でまた町が実現可能な形でいけるような対応をしてまいりたいと思っております。この件につきましても、町としても悩んだわけでございます。先ほども申し上げましたように、やはり議会の請願を採択することを尊重するというのが第1番でございます。同時に町としても仮に他の住民が言われてこられても鳩水園から非常に近い位置にあると、当時言う術も知らなかったということも理解して、そして受忍の限度を越える対象と

なると判断をしたということですので、ご理解願いたいと思います。

松田委員 昭和町が鳩水園に最も近い位置にあるというのはどこを指して言うのですか。あえて言うなら4, 5件ですね。大多数99%までは三室山の方でしょう。それをそういう考え方には町民は納得しませんよ。あの三室山までなぜあの辺まで包含されるのですか。本来ならあの関係は含めて神南という関係で見てたはずだし、その関係で補償ということをしているはずなのです。物事をするについて一番初めが大事だと思う。過程においていろいろ相談しているのは、手順とかを相談してくれても結構ですよ。基本にかかわる問題を先に話をしておいて、そして応分の負担をしなければならないんだということが前提となったら地元もそのつもりでやっていったでしょう。ところが全部町が前額町負担、土地も建物もということを前提にして進んで行くからこうなる。後から言ってそうですかと誰が言うんですか。ですから私は全てが後追い後追いという形での定跡になりがちだと、またなっている。こここのところに問題があると思うし、我々が請願を採択をしたと、それを唯一の口実にしているわけです。ところがそのことは全部町費でということにあったというふうに理解するのかどうか。こここのところに問題がある。そここのところに1つの疑念があるし、具体的な交渉に入る状態にあったにしてもその段階に行く私には本会議でそのことを触れているはずなんです。集会所建設には反対しないけれど、補償といえば全額町費負担ということにはなり得ないのではないかということも申し上げた。そうやと言っているわけです。そして今日になって相談しますと、それでは遅い、それでは承知しないと、前提が違うのですからその前提を変えようとするれば、よほど変えようとする関係についての根拠がなければうんと言いませんよ。私は一番心配しているのは、集会所の期待に応えるのはいいですが、補償のラインを基に無制限に町費全額補償という関係があるかのように振る舞って措置をしていくということについては必ず後で問題を残すだろうし、住民の不

満が出てくるだろう。後でいろいろと問題が起きないように手だてをしてほしい。しかも今回の形が町自身も認めていますように、睦や幸前だとか皆それが前提になっていることははっきりしてしまっているわけです。その前提をここでつくろうとしているわけです。果たしてこれでいいのかどうか。私はいろんな問題を残してくるよう思うし、それで住民全体が集会所を最も切望しているところに一部の人々が納得するのかどうか。あるいは今後なんらかの関係で補償という面で言っていたのはそれは全て全額補償という前提に立つのか、ということを確認していいのかどうか、そういう問題になると思う。ここで確認することについては危険だと思いますから、あまり知りたくない。いずれにしても住民の納得と理解と、後で紛争の起きないように手だてを十分に講じてほしい、そのことだけを申し上げておきます。

委員長

この問題は今指摘してますように、昭和団地の自治会、あの地域で集会所が必要だということは皆認めるとこういうことですね。それは全議員あると思う。そうしますと、笠町についてはどうなるのかと。当初は中規模のコミュニティセンターをつくって、集会所のない幾つかの自治会を包含して利用していただくという計画をしていたわけです。そういうものが執行停止になって止まったのですが、全町を見れば幾つかそういう場所があると、自治会館がほしいところは。ところが今の制度で行きますと補償工事の所はただでしていただけると、その他の所は先日の報告にありましたようになかなか進まない、しかも補償の場合でも高安西団地、睦ということ考えた場合、隣接しますね。睦自治会にしても戸数がしれていると、そういう所へまた会館をつくるというようなことでしかも全額町費負担だということ。ですから他の自治会でもっと戸数を抱えているところで会館がないというようなどは、なかなか地元負担が大きいので一向に進まない、放ったらかしやというような不満が残されるというような事だと思う。ですから補償の自治会館建設と斑鳩町全体として過不足なく集会所を充実していくのかというようなところをもう一度整理しないとい

かんと、補償の基準につきましては、この段階で改めてどういったところが妥当な基準であるのかと、現段階において見直しが必要ではないか、一定の基準について真剣に考えるときではないかというのが松田委員の提案であったと思うのです。これは一朝一夕にして直ぐに出ないと思いますので、休憩を取って意見調整したいと思いますが、休憩させていただきたいと思います。

森河委員 理事者も言っていますが、議会の議決があったからやむを得ずせざるを得なかった。しかしどれだけの補償の期間で、どれだけ補償するのかということであって、それがどういうふうに我々がまとめるかというよりも、先ほど助役の答弁で請願が出て採択したからやむなくやっていくということ。今後の補償の考え方を考えていったらいいのと違うか。我々としては議会で請願を採択して、補償の金額によって大か小かの違いだと思う。これは委員会でまとめようとしてもなにをまとめるのか。今度請願が出たら我々もっと請願に対して金額はどれだけ要するのか、どこまで補償するのかということにもっていくことが大事だと思う。なにをまとめますの。

町 長 私は昭和町の問題と高安とかの補償の関係については、今委員長がおっしゃった何でもタダでやるということだけ削減してほしい。交渉の立場に立って私が高安西、睦、幸前、神南、昭和団地、稲葉車瀬この中で、どれだけのことが出てくる中で町はこれだけの部分は予算がないからあかんと蹴ることは蹴っているわけです。しかし最小限地域にとっては大切だということについては、採択をせざるを得ないということで、松田委員はおっしゃったのです。なぜ昭和町の関係等について20何年も経ってこういうことが出たのかという議論が出ているわけです。私は断ったのです。ただ1つの機関紙がこういうものを捉えて、昭和町は何も補償がないということから出てきたのです。そういうこと責任というのはお互い大事にしていかないと、私はこういう問題はなんでも補償があったらいいということでは、議会も町側

も真剣にそれ考えるということを提起されていると思っています。

森河委員 予算あるなしにかかわらず、我々としては全額するのかしないのかということだけのことだと思う。しかしそれまで町長が言っていたように考えてもらって、今後いいのかあかんのかという判断をしていくと言っているのだから、それでいいと思うのですけれど。

松田委員 住民の要望に応えるためにはどうしたらいいのかということになってくるわけでしょう。なにが一番やりやすいかと言ったら補償という関係がやりやすいから補償と言ってきた。これが1つのルート、方向になっているということですね。だけど多少自己負担してでも集会所を希望しているところはあるわけですね。それに応えようとしたのが、地域交流館方式だったと思うのです。その内の1つでもあるというのです、今出てきたところは。地域交流館構想は簡単に消えてしまってそのままになっているのです。凍結と言っているけれどいつ復活するのかどうか、この基本的な理念というものを生かして今後町としてどういう方針を立てるかということをしちっとこの際再確認して再提起しながら前へ進めていくということにしてもらわないと、いつまで経っても同じ事の蒸し返しになってくるのと違うかということをお願いいたします。

かつて高永助役の時に一般質問で言っていますけれど、いわゆる消防コミュニティセンターをつくったとき、こういう形で今後全部土地も建物も町が建てるのですかと聞いたとき、そういう方向ですということを行ったことがあるわけです。そしてその後今の収入役の時に地域交流館構想を出していただいて議論して土地取得にかかったわけです。ところがダメになったわけです。ですからもう1回その議論をやって、1つの方向付けをしていくことによって、住民にご理解納得してもらおうことが出来るのではないかと。そういう取り組みの方法を打ち出していかないといつまで経ってもこういうことを言うてなければならなくなります。そういうことを申し上げたいわけです。だからそ

ういう 1 つの方向を出す努力を議会も行政側もしてみてもはどうだろうか、この際もう一回こういう方向を再認識して再スタートして欲しくないかということをお願いいたします。そうしか方法はないと思う。

萬里川委員

今も話されたように相当近い位置にあって、補償にかかわって自治会としても集会所を建てるということを言われてました。その中で今回限りの補償であるというように聞いたと思うのですが、そうなりますと他の所はそうでもないのになぜここだけが今回だけの補償ということに言われたとなりますと、今の助役の言葉のように議会で採択されてやむなくしたような関わりということしか捉えられないのです。だからきちっとした補償の定義というか、そういうものをきちっとしておかないといけない。エリアにかかわっては相当難しいということをおっしゃってたんですが、今後の補償がないということに関わっては公共下水道が進むということではないとおっしゃっているのか、本来なら位置だったにもかかわらず、議会の議決もあってやむなくされたということになるのか、そうなるときちっと行政側として議会として上がってきてもここは無理なところなんですということではっきり押しつけられる部分もつくっておかないと後々金銭的な面も土地を購入するにかかわっても行政側は苦勞するということがございますので、その部分をもう一度教えていただきたい。

町長

とにかく昭和町の人には 20 何年補償はなかったのです。なぜこんな問題が出てきたかということ、あそこにガス管と水道管の関係があって、その関係で機関紙、一般質問を受ける中で出てきた。昭和町は過去ずっとそういうエリアに入りながらなにもないやないか。そしてあそこは河川敷きを使いながらやったという中で造成したやないかと、そういう中でガス管、水道管入ってますやないかということで、これを補償したらどうやと、ということから昭和町は皆さん方に陳情申し上げたわけです。私はずっと断ってきたのです。20 何年間ないのですから、昭和町は自分とこでやりますよということをやったんです。その中

で方向転換されて、その水道管やガス管はよろしいと、とにかく集会所だけでほしいということを陳情されて、議会の方も慎重審議されて採択された。この集会所だけに留めておきますよと、後水道管、ガス管の補償はしませんよということで話をしているわけです。私は昭和町については20何年間経っている中で補償というものはないと申しあげている。だけでもそういう中で請願が上がってきた。これを議会で採択していただいたら、我々としてもそれを尊重してやっていくべきではないか。その中では今回の昭和町の補償についてはこの集会所限りですよと、水道管ガス管についてはもうそれはしませんとっています。

委員長　　今の問題で町長は機関紙のことを言っていますけれど、私の一般質問を載せた機関紙のことを指しているんだと思いますけれど、あれはきガス管がいつ爆発するか分からないと、だからそれについては命にかかわることだから早くしてほしいという声があったわけです。同時にその時も水道管もしないといけないと。しかし金の出所がないという話だったわけです。だから私は言ったのです。一般会計で金が出せないと言うのなら、全町民に納得のいくようにそれくらいのことだったら補償ということで出してあげたらどうかと。その時に集会所の話はなんかは一つもしてませんよ。命にかかわることだからそういう措置をすればどうかと言っただけです。それがいつの間にかすり替わって集会所という問題が出てきた。そういう理解をしてほしい。

助 役　　町長が言っておられたとおりののですが、この昭和町の場合この補償に限ってということを確認に私は厚生常任委員会で申しあげました。これまで補償関係につきましては、いろいろ議論をしてまいりました。昨年3月議会で請願書が採択された後においても委員会において、私は釈然としない面があるということを書いてまいりました。しかし議員さんのいろんな意見を聞かせていただく中で、これは尊重しなければならないなと思いました。しかし請願書の採択を尊重とい

うことだけでは町が主体性はないやないかということになりますから、私はあくまでも昭和52年を顧みて、その当時に昭和町の地域についての考え方をよく考えてみますと、当然補償として含まれるところであろうという判断をしたわけでございまして、それに対して先ほども昭和町の半分ぐらいは鳩水園に相当近くに位置していると判断しているわけです。そういうことで町の方針を取ったということでございますので、全てが議会の尊重をしたということではなく、あくまでも議論の末そういう形として位置づけております。

先ほども町長も言われましたように、この問題については議会が採択するまで昭和町が補償についていろいろと言ってこられました。あくまでも我々は地域交流館構想の計画がありますから、その時点において考えていきたい。しかし現在は本構想は凍結しておりますということで、解除するまで待つてほしいということを行いながら進めてきたわけでございます。町長も言うておられますように、あくまでも補償についてのケリをしていきたいということをお願いしてほしいとこのように思います。

従ってこの昭和町については集会所のみを補償といたしますということで自治会と確認いたしまして、それで結構ですということをおっしゃっておりますので、これ限りということで理解を願います。

萬里川委員 集会所の管理と利用方法にかかわってはこれから議論を進めていただけののですか。

町長 立ち上がった中では、開かれた公民館という中で、ただいろんな限定はあると思います。すべて使ってもらったらいいいということにはなっていないと思いますし、時と場合によってはそういうこともあると思います。お互いに公民館は出来るだけ使ったらいいいわけですが、ただ地域の公民館というのはそう簡単に貸していただけません。私も町長選挙で個人演説会に借りに行ったら、それは町長でもだれでも断りますということをおっしゃるのように、難しいことがあるように思い

ます。そういう点についても、開かれた公民館としてやっていくことが一番ベターでありますけれど、そこを管理されている方、また管理委員の方々等もございます、当然そういうことを申しあげてまいりたいと思います。

森河委員 補償補償という問題、現町長は言ってこられた相当の対応は大体やってこられたように思います。処理場にしても鳩水園にしても吉田前町長が取り交わし書というのはものすごくあった。その中でできてるもの、こういう要望が出来たらこの施設は結構ですという自治会の取り交わし書があるはずなんです。それは今後議会にも提出していただいて、終わったものは全部終わっているというチェックだけするような方法を探れることが出来ないかということの前から思っている。現在の小城町長がそういう取り交わしで物事をして施設をやっていくやり方がないように思う。しかし前町長からそういういろいろな確約書でやってこられたと思う。そういう点の取り交わし書を出してほしい。

町長 それは毎年担当常任委員会、あるいは予算の関係等に出ていると思います。といいますのは高安、幸前、高安西、睦この関係は10年撤去を含む再補償、予算がなければ、そういうことを十二分に書いて、これは今出来ませんという回答書を毎年12月までに話し合いをさせていただいて、3月議会の予算に向けてまいりますから、そういうものを提出させていただきます。

委員長 話が十分広範囲にわたりましたが、しかし大体ご理解は進んでいるように思います。ただ問題点としては、今回の公民館建設の補償工事に際しまして、町全体の公民館、あるいはコミュニティセンターといったものをどう進めていくかということについて、前向きに考えていこうやないかと、理事者側も議会側もという点が総合的に全員が一致するところではないかと思う。そういった点については中規模のコミュニティセンターが凍結しているわけですが、それも含めていかにし

て町民全体の集会所の要望に応えていくかということについて検討していただいて、また委員会に提示していただくということで終えておきたいと思います。

それではお諮りいたします。本件について可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第27号、平成14年斑鳩町一般会計補正予算(第3号)については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。(午前10時17分)

委員長 再開いたします。(午前10時35分)

報告第6号、議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)並びに報告第7号、議会委任による町長専決処分の報告について(平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)を議題といたします。説明を求めます。

教委総務 (報告第6号、議案書朗読、専決処分書朗読)

課長 具体的な内容につきましては前回の委員会でもご説明させていただいておりますので割愛はさせていただきますが、今回の事故につきましては体のご不自由な方の疑似体験をすることにより、どいったサポートが必要であるかということをもつて学ぶということを狙いとしております。その狙いから申しあげましても、学校といたしましても、教育委員会といたしましても、重大に受け止めております。この事故の起きた原因、問題点を洗い直した上で事前の学習の狙いの徹底、または2人1組でなく3人1組にしていくなど対策を講じて今後も積極的にこういった学習に取り組んでいきたいというふうに考えております。

(報告第7号、議案書及び専決処分書朗読、補正予算書により説明)

委員長 質疑をお受けします。

森河委員 このごろ専決処分が増えてきている。事故の厳しさを忘れてきているように思う。なんでもやってきたらいいわと、先生にしたかて事業体験があるというよりも、先生方も世の中に甘えているのと違うかなと、そういう自己管理というか・・・、子どもはふざけますよ、こういう問題は起こるべき問題であるということ。今やったら教室でやるけど、昔は運動場でやっていた。その時転んで足擦りむいても親が持っていた。このごろ何でも学校の責任で、学校の責任というよりも自己管理、先生も考える時に来ているのと違うかなと、こういう事故専決処分したら終わりというよりも、お互いの自己管理する方法というものを日本人甘えていると思う。大変ですよその国は、日本人は平和ぼけしている。これは今後の理事者と我々厳しさを持たないといけない。学校の先生の管理の仕方と親の管理の仕方も双方捉えてやっていくことが大事と思う。

町長 私も決裁の時に教育委員会の総務課長に申しあげたのですが、やはり現場で目隠ししてそういうことがいいのか悪いのか、もう少し現場で先生方が相談しながらやってもらわないと、それで怪我をしたということで補償がでるからそれでいいねんということでは、やはりもっと認識をしてもらわないと、教育現場そのもののやり方としていいのか悪いのかということを検討せんと、何でもかんでも補償が出たから、7万8000円要りました、町長決裁頼みますと、それは今回は判を押すけれどもっと現場でそういうことをしてもらわないと、決裁はせんないけれど、もっと煮詰めてもらわないとやっぱり教育現場としてこのことによって事故が起こらないかということを防げるような状況を完備して、森河委員がおっしゃったように教室内は狭いですからグラウンドですとかということも考えて対応していかなといけない

思いますし、そういうことを学校管理として、教職員の先生方にそういうことを徹底していくことが大事だと思います。

山本委員 前回の委員会でも聞かせていただいたのですが、お子さんが少し大きくなられた時点で治療が必要になってくるような怪我なのかということが1点です。それと先ほどのご説明の中で重大に受け止めてますということは、おっしゃっていただいたのですが、しかしその内容の中で2人1組を3人1組にしたらとかということが総括の結果だとするならば私はちょっと違うんじゃないかと思うのですけれど、その辺のご意見を聞かせてください。

教委総務課長 1点目の成長してから治療が必要かということですが、今回の損害賠償7万8000円につきましては、前回にも申しあげたところですが、現在のところまだ成長過程の歯でありますので、成長してからたとえば18歳以上歯の成長が止まった段階で治療する金額を賠償するという形のものです。

2点目でございますが、2人1組を3人1組にすればいいということだけではございません。もちろん先ほども申しあげましたように、学習の狙いを徹底させていただくとか、2人1組を3人1組というのはもう1人第3者的な目でその2人の学習内容を見ながら、研鑽していくといった方法に切り替えていく、と同時に2人1組が3人1組になるわけですから当然グループの数も減るということで、お互いの目の届く範囲も大きくなっています。そういったことも含めての対策でございまして、そういったことを勘案しながら総括的に今後取り組んでいきたいと考えているところです。

山本委員 それはその時点でお金が必要になってくるということはないのですか。

教委総務 示談の内容については今回のこの7万8000円でお互い示談が成

課長 立するということでございます。

山本委員 そうするとこれが示談の内容だから、18歳以降になって過去の事故の結果、治療が仮に必要なことであれば、ご自分で払うということですか。

それともう1点なのですが、先ほどの話で狙いを徹底するのだというをおっしゃったのですが、そうすると今回の事故については、総合学習の狙いについては基本的なところで間違いはなかったと理解しておられるのか。

教育長 先ほども課長が申しあげておりますし、町長からもいただいておりますように、学校についてそれぞれの行事についての見直しをしております。そうした中で総合学習の新しい授業の取り組みの中で疑似体験をしていくということが謳われております。そうした中で障害者の疑似体験ということで取り組んだわけでございます。そうした中で日常の注意が足らなかったと言ったらそれでお終いなんです、そうした中で十分事前の学習、研修が出来ていなかったことが問題点として上げられると思います。それは場所の問題も含めて、相手に引率するというか手引きをしていく者の心構えそういう認識の問題にも問題点があったのではないか、意識の欠落があったのではないかという気がするわけです。何れにいたしましても起こりました事故を教訓にいたしまして、総合学習だけでなしに学校行事全ての事業、学習の内容についても十分事前学習をしてそして事故のないように対応するよう指示をさせていただいておりますし、学校としてもこれを教訓にして対応したいということで、校長からも返答をいただいております。教育委員会としても事業内容等についての的確に指示してまいりたいと考えております。

山本委員 意見だけ申しあげておきたいと思いますが、今教育長が事前の学習

について、例えば場所の問題であるとか、手引きをする人がどうであるかという形で述べておられますが、私はもっとも大事なことが欠落していると思うのです。障害者の問題を理解していく、学習に取り組まれたということについては私は積極的に評価をされてしかるべきものだと思いますが、しかし大事なことは視覚障害者の問題で言えば、中途から目が見えなくなられる方の方が状況として数が多いですね。元々先天的に目が不自由な方である方が日常的な形で訓練を積まれて、生活している方とこの中途失明の方が遭遇する場面は全く違う。そのことの基本的な理解がないから、健常者の子どもさんに目隠しした場合にどういう心理が起こるのかということについて基本的に指導者が理解していなかった。私はこのように思っております。そこをきちっと捉えていただかなかつたら、今回の問題というのは言葉だけで終わってしまうのではないかなと思うので、私自身はそういうふうを考えているという意見をして終わっておきます。

委員長 それでは、報告第6号並びに報告第7号を一括して当委員会として了承してよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは報告第6号並びに報告第7号は当委員会として了承いたします。

次に報告第8号、平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

企画財政課長 （議案書朗読、繰越計算書により説明）

委員長 質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 それでは、本件については当委員会として了承してよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは報告第8号、平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)については当委員会として了承いたします。

次に、継続審査案件であります藤ノ木古墳周辺整備に関するることについてを議題といたします。理事者より説明を求めます。

生涯学習課長 史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を来月7月8日に開催することを予定しております。その検討委員会におきまして、これまで当委員会におきまして報告させていただいております史跡地の公有化及び平成13年度にいたしました石室の保存工学調査の内容の報告をもって現地視察を交えまして、説明することにしております。また今後整備を進めていくにあたり史跡藤ノ木古墳整備保存計画書の一部見直しにつきましてご意見を賜り、年度内に基本計画書の変更をしまいたいと考えているところでございます。

なお、来年度の整備計画に見直しについては、発掘調査を計画している中、今月の24日文化庁に対しまして奈良県とともに事前協議のため、上京したいと考えております。

委員長 質疑に入りたいと思います。

森河委員 立ち退きされて整備が進んでいるように思います。その中で1つ聞いておきたいのは、現在その整備を公園みたいにしていくということで資料館というものを計画しているということですが、その中で外に石棺を設置されましたけれど、あれは借地あるのですか。

生涯学習
課長 今のレプリカは借地でございます。

森河委員 年間いくらというのを払っているのだから、あの石棺は整備されたらそこに移転というのを考えておられるのですか。

町 長 私の方は整備検討委員会で審議をする中では、学者先生の中でレプリカは史跡地に置いたらいかんということで、あの場所を借りたということ。文化財の関係で史跡地にそのレプリカを置くということはいいことではないということがあるようです。そのご意見があったために前の所に置いた。

森河委員 置いたらあかんというけれど、真ん中に置くのと違うのだから、例えば西の端の隅とかそういうところへ・・・年間いくら払っているか知りませんが、余分なところへ・・・出来たら今現時点で整備していく中で、あそこの田圃に置いてある。こんな大きいものかと感心して見ておられる方もおられる。それを西の敷地内にこういうんだという説明書を書いて置くということを研究してほしい。同じ敷地内に置くというのは学者のいうことであって、検討していく余地はあるのかなのか。

町 長 森河委員がご指摘のように史跡地をするについては、将来的に公園並びに資料館というのは、藤ノ木古墳の石棺の向こうの方に買い求めていくということになっていくと思います。現時点では国の施設ですから、既に国のものになってますから、町としてはそういう点については1日も早く年内に石棺をどういう形で外観から見られるかという対策等を立てて、1日も早くその関係の各調査と合わせて、その関係の整理をしていただいたら、出来るだけ見学できるようなことをしていきたい。ということになると思います。そしたらレプリカは検討委員会でどうしらいいか検討していきたいと思います。

委員長 それではこの件については、報告を了として終えておきたいと思
います。

次に、各課の報告事項であります。まず平成15年度職員採用試験
の実施について報告を求めます。

総務課長 (資料1により説明)

委員長 質疑をお受けします。

山本委員 受験資格は国籍を問わないということですが、ここ何年かで外国籍
の方の受験はなかったですか。

総務課長 試験申込書等に国籍を書く欄はございませんので、定かではござい
ませんが、それらしきお名前の方は応募がないという現状でございます。

委員長 私の方から職員採用について三役や教育長は関与する余地はあるの
かないのかということ。奈良県でも天理市ですとか一定の金銭をもら
って事件が起こっています。斑鳩町の場合はそういう点は厳正にやら
れているのか、システム上そういうことが起こりうる余地はないのか。

助 役 面接にかかわって、面接は助役、収入役、教育長、担当部長他部長
1人、そして担当課長です。面積につきましても公正公平厳正に面接
を行っていくということで、ご指摘のようなことは一切ないと断言し
ておきます。

委員長 次に、住民満足度調査の実施について報告を求めます。

企画財政 (資料2により説明)
課長

委員長 質疑をお受けします。

森河委員 これ斑鳩町独自でやりますか。

企画財政
課長 斑鳩町独自で今回実施させていただきます。

森河委員 たとえばやる場所的などころ、住民課窓口、健康福祉課、いかるがホール、図書館、中央、すこやか、スポーツセンターいろいろある。そこに来られる方に調査すると思うのですが、満足なかったら不平不満ばかり出てくる。私個人だけでもアンケート調査とかは大嫌いです。不平不満つくらせているのといっしょ。ここに書いてある項目これだけ職員の方分かってあるのだったら、何でしないのか。人に聞くことないのと違うか。意見を求めるというのであればいいけれど、〇×やったら飛ばせばいいのですから、役場の職員こんだけ頑張ってやってくれたら何も調査する必要ないのと違いますか。なにもアンケートしろという義務もないやろ。そういうことを意見として申し上げておく。

松田委員 満足調査の関係についてですが、今日の新聞やったかと思うんですけど、全国の関係と生駒郡はいいように書いてあったけど、あれはいつの関係の調査やったんですか。生駒郡と書いてあって町は書いていなかった。あれはいつの調査でどういう調査をしたのか、特に生駒郡の関係、窓口の関係について言ってますから、結構よかったんでしょう。

企画財政
課長 ちょっと今その新聞見てないんですけど、町の方でその満足度調査をしたことはないんです。おそらく新聞社の方でやられたと思うんですが、想像ですけど。ちょっとまた新聞社の方に聞いてみたいと思

ます。

山本委員 教えてほしいんですけど、住民課の窓口でプライバシーへの配慮、手続きのところでのというのは何か理由はあるんですか。

企画財政課長 理由はないんですけども特に福祉課の方が多いという事でプライバシーをつけさせていただきました。確かに住民課の方でも住民票の転入また出たりという一離婚とかあるとは思いますが、そういう面からいったら住民課かも確かにあるかもしれません。

山本委員 手続きの面でやはり婚姻届、離婚届それからいろんな形で結構多いように思われるんですけど、私の主観かもしれませんが、もしその辺で配慮ができるんやったら入れていただければいいなと思うぐらいです。

企画財政課長 検討してご意向にそうようにしたいと思います。

萬里川委員 調査をされて結果に応じて苦情なり要望が多いところであれば、きちっと改善される余地はあるんですね。でないとかこういうアンケート調査、満足度調査は出来得ないと思うんですけど。ただ調査だけで終わるんやったら意味がないと思うんですけど、その最終結果に応じて改善する意思があるのかないのかだけ確認したいと思います。

総務部長 課長は先程この結果について分析すると言いました。この結果についても委員会にご報告させていただきますけれども、それをどういかに使っていただくということは、この調査がいかに効果がでてくるかということで、当然出てきた意見については反映させていくべきであると思います。

万里川委員 反映していきたいというものについては職員に関わっては出来得ると思うんです。出来得るといふか町長自らも常にいろんな議員さんや住民の方がこられたらご挨拶をとということもあろうかという風に思いますがやはり出来得ている人、出来得てない人もいまだにおりますね、そういった中で職員に対しての指導っていうのはこのことを受けて指導しましたと、結果はどうであれできますけれども、ここで言われる住民課の窓口の中で特に待ち時間の過ごしやすさになりますと、やっぱり他の施設、市役所とか町役場へ行きますと、ある程度のゆとりのある所が多いんですね、テレビがありある意味ではホールの方々の談話室のようなものがあるわけですね。こういう施設っていうものに関して私たちは斑鳩町もあってほしいなと思いますけれども、その辺がちょっと難しい部分があるかなと、駐車場に関わってもそうですしこの間も出ておりましたけれど。だからできる限りせっかくの調査云々という形にされるわけですよ。やはり100%はいかないとしてもやはり90%以上ですね、それが実現できるように調査だけで終わらずに可能性を見出していただくような調査結果として行っていただきたいとお願いしておきます。

森河委員 無記名、記名。

企画財政課長 無記名でございます。

森河委員 それが無責任。何書くか分からんのやろ。例えば私は無記名というのは言うた者は責任もたないアカンと思う。役場の職員は我々言うたもの責任もってやってもらっているのだから、無記名なんて止めときなさい。私の個人の考え方かも分からないけれど、私は現代の世の中を混乱させてるのは行政側だと思う。無記名ならしない方がまし、不平のある人なんでも言うてくる。満足度のない人。簡単なものではない、無記名は。課長は無記名と簡単に言っているけど。私はやっぱり言っ

た者は責任もって。全部日本は何でも印鑑や、向こうは言ったことに全部サインしますよ。責任もった事やるんだから責任もった答弁するような方法も考えてほしいね。その辺ちょっと部長答弁を。

総務部長 おっしゃることは当然であります。ただ、現実の問題といたしまして、名前を書いてくれというようなことでお願いした場合に実際にそしたらアンケートに答えていただけるかどうか、というような問題もあると思います。ただ、計画的にこういった問題につきましてもはやる事については、名前を書いてもらわなくてもわれわれ聞く側にして、お願いする中ではそういったことで書いていただける、正直に書いていただける、正直な事を言っていただける、というような方法を考えておりますのでそういった中で意識していく。おっしゃる事については分かりますけれど、現実の問題としてはそういうことをすれば書いてくれないという現状だと思いますので、そういう方法を採用させていただいております。

森河委員 私書きますよ。どこに行くにしたかて、何にしたかてそうですやろ。エアー乗るにしてもあれくらい厳粛なことしてるんですよ。それを誰が責任とるのか、それと一緒に。逆にまだJRがね名前書け、切符買えと言わないだけが普通のやり方と一緒にこれやったら。エアー乗っていくのに自分とこの電話で申込むのにどこの誰だれです、森河ですって言って調べてインプットしたやつ見て、森河さんですかとちゃんと先予定組んでくれるねんやろ。JRは満席であろうと何であろうとつけたらしまいやと思ってやるのうちのやり方と一緒にやと言っている。だから私はやるからにはきっちりした事をやっているのだったら、部長の言うように名前書いてくれない、そんなんやったら止めといて、書いてくれはる人にやりなさいよ。私はそういう風に言いたい。もう意見はいいです。答弁結構です。

議長 業務委託の委託金額150万円というのは諸費税含むということで

すが、どういう積算の方法で、これは調査員を委託先の人から出して
くるということで、要は人件費だけの積み上げでないかなと思います
が、どのような積み上げで予定価格を決められたのか。随意契約だと
思いますが150万という中に消費税含むとなっていた実際の金額、
消費税除いた金額が整数ではないように思うのです。それらについて
考え方がどうなのか、お聞かせください。

企画財政課長 150万につきましては内税ということで、内税含みの150万と
いうことで計算いたしております。計算の根拠でありますけれども、
調査用の作成と、今言われた調査員さんがこれだけの1施設で300
人をとれるまで調査をしていただきます。調査後につきまして各施設
ごとそれぞれ調査結果を分析するんですけども、それぞれの施設にお
きまして性別、年齢等に分けましてクロス集計もやってまいります。
そのクロス集計の開発システムも入っております。それらも含めま
してコムさんと今言われたように随意契約をさせていただいておりま
す。

議長 あのね、内税というのは分かってる、書いてあるので。本来の仕事
を委託するにはそれらから実際の金額を積み上げてそれを消費税
5%かけてるだけ。だから内税で契約するというのは何か透明性がな
いわけ、だから言っているだけで。それとこのアンケート、調査員が
向こうから派遣してもらっただけでアンケート、もしこれを職員に渡し
たらいいことやんか。だからあまりにも値段があいまいではないのか
ということを指摘しているの、もうちょっとはつきりした積み上げ
のやり方を見せてもらわないと、まして内税で契約してしまうとい
うのはおかしい、透明性が全然ない。それこそ随契の一番疑問を持たれ
るやり方だということを指摘しておきます。

委員長 次に、平成13年度の不納欠損についての報告を求めます。

税務課長 (資料 3 による説明)

委員長 説明が終了しましたので意見質疑があればお受けします。

森河委員 前々から滞納者ね、全額あるいは取らないということは絶対ないということをこの間も聞いたことあるけど、交付の規定によってなんぼ、なんぼに基づいて、早口だから聞きとりにくいから分からんけども教えてほしい。滞納によって例えば払ってなかって住民が他へ替わられる、その時に住民課とそういう連携はとれてますか。全部籍を抜くときに他に転入する時にその中の滞納、電気、水道、健康保険、税金を納めているかという連携をとっての住民の転出証明等渡しておられるのですか。その点はどうか。

総務部長 住民課に転出される場合につきましては、それぞれ転出手続き中に関係課の方へ回っていただく、という中で税務課の関係につきましては町税関係、国保税の関係となっております。例えば滞納がありましたら納めていただくというような話もする中でどうしてもその時に払えないのであれば分割納付という誓約書を書いていただくというような対応をしております。

森河委員 そこで部長ね、籍抜かれますね。しかし抜かれたら今日本の国民やったらどこに住居を構えるのか分からないわけです。誓約書を書いてもどこに住居されるのか分からないわけです。持っていかない限りは。なんぼ誓約書を書いてもらっても取りに行く所ないと違うか。その点どう考えておられますか。

総務部長 確かに転出される場合には転出予定という形の中で住所を書かれますけれども、その後行く先で転入されましたらわれわれ住民課の方へいわゆるどこどこへ転入されましたというような結果が来ます。それをわれわれは確認させていただいて相手先を確認しているという状況

です。

森河委員 その方は非常にいい方ですね。本来ならば例えば籍を抜いたら悪い方なら滞納が貯まってくると、何か欠点があるから貯まってくるのであって、はっきり言ってないものは取れないんだから。それが今も言うようにマンションに入ろうがどこへ入ろうが、自分が本来ならば払う気なければ3年でも5年でも放っておけば現在払おうとする方が払えないのが多いから抹消していくというような傾向がとれているように思う。だから徹底的に本来ならばこれは義務だから、大であろうと小であろうと1円でも払うの義務だからそれぐらいの心構えというのであって、プライバシーも何もないのと違うか。私がよく言うように籍抜きに来たら前にパソコンでも出てあるねんから、何もせんでもいくら残っているのか、役場の職員見たらいくら残ってるか転出する転出証明を出すこと要らないのと違うの。それぐらいやっぱり厳粛さというものはわれわれ持っていて当然だと思うよ。

総務部長 確かに転出されていったとしても住所を定められない、転出届をされないという場合もあります。また実際に転入されたということで調べてみるとそこに住んでおられない、というような中でやはり困るということで居所不明と、そういった場合については先程担当課長も申し上げた手続きをしながら、いわゆる欠損処分という形の中でさしていただいておりますものもございますが、できるだけそういった事のないようにと引続き調査については、担当の方では調べさせていただいておりますのでよろしくお願いします。

委員長 次に、こども模擬議会について報告を求めます。

教委総務課長 4番目のこども模擬議会の開催にかかりまして説明をさせていただきます。本年もこども模擬議会を開催させていただきたいということで、先般小野議長と下打合せをさせていただきました。その中で8月

19日月曜日でございますけれども開催することとさせていただきます。今回で第8回目となるわけでございますけれども、当日は午前9時30分から正午までの予定で議会議場をお借りしまして町内3小学校の4年生から6年生までの約20名の児童を対象に体験学習の場とさせていただきますという過程でございます。

また、リハーサルを8月の16日金曜日に開催させていただき予定でございます、この日につきましても午前中議場をお借りさせていただきということでございます。議長におかれましては誠にご多忙の中でございますけれどもリハーサルと当日の2日間に渡りましてお付き合いをいただくわけでございますけれども、このことにつきましても快くご承諾いただいているところでございます。

今後各学校におきまして、議員の選出等々進めていく事になりますけれども議員の皆様におかれましても、8月19日当日は時間の許す限り傍聴等ご参加いただき、斑鳩の子どもたちが活発に意見を発表する所を見ていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 質疑をお受けします。

山本委員 子ども模擬議会が8回あるということで今説明を受けましたが、私日頃からちょっと思っているところがあって、体験学習の場という考え方からそろそろ基本的な考え方についてお変えになったらいかがかなと実はずっと思ってたんです。これまでの子ども模擬議会の内容とかをそれなりに見させていただいて、全て子ども模擬議会という公開の場で完結をしていると感じてきたんです。その場所の中で質疑・答弁は確かに完結しているけれども、斑鳩町という中では必ずしも町全体の中で子どもたちの意見は反映されてきているのかなっていう風に思うと、なかなかそのところは難しいという風に思ってます。私はそろそろ子どもの権利条約というものを念頭に置かれて、必ずしも体験学習の場と限定しないで、少し斑鳩町全体の中で子どもたちの意

見が反映される場として、子ども模擬議会という事を考えてあげたらどうなのかなという風に思っていましたので意見を申し上げておきたいというふうに思います。

できれば善処がされれば、というふうに思いますが答弁を聞かせていただけるのであればありがたいですが、できないということであれば善処をお願いしたいと思います。

教育長

山本委員さんには子どもの権利条約に基づいて、子どもたちの意見を尊重するよという事で、以前からも指摘していただいております。そうした中でこの模擬議会の社会科の授業の中で捉えられてきた部分もあるし、また今いろいろ小学校の中で体験学習ということでまたそうした総合学習の中で子どもたちがいろんな学習の中で意見を闘わせるということが今の総合学習の中のねらいでもございまして、自分それぞれの思いを発表し、自分で問題点を見つけて学習していくというようなことをしながら自分の意見を発表できるような機会、学習を心がけていく、そうした事も含めながら、一度権利条約の中で子どもたちの権利をどう捉えられるのか、あるいは現在の大卒の学習の中であるいは地域の活動の中で子どもたちの意見をどのように反映できるのか研究をさせていただきたいと思います。

万里川委員

国会の議場の中でも体験学習というか、子ども模擬議会も行われていると思うんですが、要するに議長そのものにおいても子どもがされてたように思うんですが、斑鳩町においても私は議長経験ということにおいても、一人そういう役割もしたいという子どももおられるのではないかなというふうに思うんで、子どもを中心とした議長選出もあっていいのではないかな、というふうに私は思います。山本委員の思いとちょっと若干違うと思うんですけれども、やはり体験という私たちが16名の議員の選出の中で議長も選んでいるということで、子どもを中心とするならば、子どもの議長の対応で体験していただいたらいいのではないかなと思います。

去年は再質問が1回あったということでちょっと打合せの時聞いたんですが、その事も踏まえて許される範囲のなかでは再質問も今回していただいたらいいのではないかなと思います。今年はそれぞれ20名の中で決められるのであれば仕方がございませけれども、今後また再度こういう考えも基にさせていただけるのであれば、子どもの議長の選出も考えていただければいいなと思っておりますが、その辺もし考えがあるとすれば、お答えができるのであればちょっと聞かせてください。

教育長 今、萬里川委員さんから議長も子どもにさせてみてはというお話でございます。今日まで議会の議長さんをお願いして実施させていただいております。そうした事も含めながら先程の山本委員さんのご意見もございましたように充分そうした事も含めて検討していきたいと思っております。

委員長 その他皆さんより何かございましたらお受けしたいと思っております。

萬里川委員 以前に松田委員さんが一般質問で電子投票の件に関わっておっしゃったと思うんですね、その時に前向きに考えていきたいというご答弁をいただいたと思うんです。私もこのことに関してはすごく関心がありましたけれども、質問はしなかったという経緯があるんですけどね、今日の読売新聞にも岡山県新見市の方でも6月23日の市長選、また市議の投票の前にいろんなことをお年寄りにもそういう経験をさせていると、この間テレビでもやってたと思うんですが、そういった中で身体障害者の方も割りと並ばれたか、また電子投票がどういう形、ただペンでタッチするだけだと思ったんですが、要するに読み上げてそれを確かめて自分が思っらっしゃる候補を選べるとかいう事が書かれてるんですが、いろいろ金額的にも相当人件費が削除されて安くなるということがここに載っておりますけれども、そういった中で行政側としてどこまで研究されて、いつ頃これが取り入れられようとされ

ていくのか、ちょっと研究されていると思いますので教えていただきたいと思います。

町 長 私の方から松田議員のご指摘のように、平成15年の4月の統一地方選挙に投票できないかということで、以前に生駒市が参議院議員の時に電子投票でなしに、そういうふうな関係の事をされたという事で視察に行かせていただきました。新見市が非常に視察が殺到しているというような状況です。この関係等につきましてはおそらく15年の統一地方選挙は無理であろうと思いますけれども、当然15年以降において衆議院の解散等あるいは知事選挙、次の参議院とか選挙は目白押しにやっけてまいります。その辺をにらんで当然こういうことでマスコミ等がかなり活発化し、またIT革命化の中で当然そういったことに対する助成はどうするのか、当然新見市が非常にその点でよければ一気に進んでいくのではないかなど。ただ予算的な問題等があるんです。いずれにいたしましても、私は15年4月統一地方選挙等については無理であると思いますけれども、以後の選挙等についてはやはり進歩していくと、本町もそういう点ではその都度そういう所を視察しながらそういう導入等を考えながら、当然15年は無理でありますけれども16、17年ということも視野にいれながら研究してまいりたいと考えます。

松田委員 2つ聞きたいと思います。1つは今年から5年間で650億円の学校図書整備費として地方交付税措置をすると。そして今年は130億円から交付をされていくけれども、各町村の自治体の全国の学校図書館協議会の調査では3分の2くらいの自治体が実際には本の購入に使わずに他に流用されようとしていると大きく報道されているんですけども、斑鳩町の場合はどういうふうになっているのかという事をお聞きしたいというのが1つ。

それから2つ目は厚生委員会で説明をされているようでありますけれども、住民基本台帳のネットワークシステムが8月5日に施行され

る、という事になっていきますけれども、現在施行といたしますか、法の成立の際に当時その小渕首相が基本ネットの実施にあたっては、個人情報保護に関する法整備が整うことが前提だと、こういうふうに述べていて国会でもいろいろな個人情報をめぐって議論になってますが、いろんな事が発生して審議が進んでいない、というようなことなどから8月5日の実施を延期したという声もあるんですけども、この辺町としてはどのように考えているのかということと、この住民基本台帳ネットワークシステムが8月5日から一応採用されるとした場合にどれだけ町民にその事がPRされているのかどうか。私はあまりPRされていないように思うんです。ですから本当に便利がよくなるとかいろんな事を言われると思いますけれど、これは徹底の仕方をきちっとしておかなければならないし、また保護の関係についてもかなり厳密に対応することが周知されなければならない問題だとは思っていますよ。この辺の関係について今後どう説明していこうとしているのか、厚生委員会で説明があったのか分かりませんが一応説明しておいてほしいと思います。

教委総務課長 1点目の質問にお答えします。小・中学校におけます図書購入費、図書館、学校図書館図書購入費として、基本的には小学校においては平成14年度は各小学校合計で40万円、中学校におきましては各30万円で60万円の予算を組んでおります。

松田委員 予算ではどこで組んでいるのですか。小中学校費の中では見あたらないですが、備品の中に入っているのですか。

教委総務課長 教育振興費の中に需用費のうちの消耗品費で措置させていただいております。

町長 厚生常任委員会では住民基本台帳ネットワークの関係等については、メリットデメリットの関係がございました。メリットは住民基本

台帳のカードの11桁の中で3桁を使って住所氏名の関係等については来年の8月15日からは全国で誰でも住民票が取れるというメリットがある。しかし今問題になっておりますメディア3法案等の関係についていろいろ審議されております。今国会においても恐らくこの関係等については、今衆議院を通過して継続審査にされるのではないかとか言われています。

町としては今年8月5日等については対応してまいりたいということで、取り組みさせていただいております。いろいろこういう問題についてはそういう情報の中では使いづらいというところが機械的にまだあるようでございまして、小泉総理もこの問題については慎重にやっっていかなければならない。現時点では国会等どう進んでいくか、審議を見守っていきたいと思います。

厚生常任委員会では今年の8月5日、そういう点では町としては準備をしていると、来年の8月15日から全国的にされることになる。松田委員ご指摘のように住民にの周知徹底することについても現在担当課と協議しているところです。

松田委員 図書の関係ですけれど、今の斑鳩町の小中学校の図書の関係の蔵書関係とこれを適応していく場合に最終的5年間にどれだけの図書が充足されることになるのですか。予算の組み方についてももう一度お答え願いたい。

教委総務課長 毎年この程度の予算を組んでいただきまして、学校の図書室の蔵書整備を行う中で、より生徒にとって有益な図書についてその都度購入していきたいと言うことでもございまして、何冊とかいうことにつきましては、当然学校の整理上でございます。その中で運用していきたいということでもございます。

委員長 私から1点聞いておきたいと思います。前委員会で問題になって、町長は不在だったのですが、挨拶でもそういうことはなかった。果た

して伝わっているのか。予算の組み方で問題になった。これはブラジル記念碑建設73万円、これはしかも経緯も担当委員会にも説明がないとか、予算審査特別委員会でも説明がないとか、全議員も知らない、町民にも知らしていない、工事請負費の中で予算化しているということが問題になりました。助役から陳謝があって、今後はそういった面についてはきちっとしますという話でした。それでよしとしたわけですが、それと中国行きの視察の旅費についての組み方も交際費を減らしながら別のところで組んでいると、予算の組み方としては問題ではないかという指摘があったのです。この際町長の方から前回いなかったなのでその辺について見解をお答え願えますか。

町長 私はこのことについては議会での報告等を怠ったということで申し訳なく思っております。

洛陽市の関係は私は美術協会等が今年の8月4日に招いていただいて、大歓迎していただいた。そしてまた洛陽へ行こうということで今年の10月25日にさせていただいた。そういう経過を踏まえながら美術協会の皆様方が何とか洛陽とのつながりをもってもらいたいという中で、今度観光協会として一般に募集したらどうかということで、させていただいた。その関係等については深く申し訳ないと思っております。

何れにいたしましても、委員会等についてはそういう点については十分な説明を申しあげてご理解が得られるような対応をしてみたいと思っております。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続調査申出書のとおり、当委員会として調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。(午後0時04分)